

第46回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成30年1月22日（月）

午後1時30分

場所 宮城県庁行政庁舎11階

第二会議室

第46回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成30年1月22日（月）午後1時30分から午後2時8分まで
宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|---|--------|
| ・仙台入国管理局総務課長 | 澤田 善明 |
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 | 小林 憲勇喜 |
| ・仙台検疫所次長 | 高橋 仁 |
| ・横浜植物防疫所塩釜支所長 | 高田 光弘 |
| ・東北運輸局交通政策部環境・物流課長 | 小山 重彦 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 | 佐藤 敬 |
| ・宮城海上保安部交通課長 | 小野寺 一幸 |
| ・東北地方整備局企画部広域計画課長
（東北地方整備局企画部環境調整官 立花 義則 代理） | 宮川 浩幸 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長 | 阿部 裕美 |
| ・石巻市建設部河川港湾室長補佐
（石巻市建設部長 木村 芳夫 代理） | 遠藤 一成 |
| ・塩竈市産業環境部長 | 佐藤 俊幸 |
| ・女川町産業振興課
（女川町産業振興課長 柳沼 利明 代理） | 野口 晃司 |
| ・宮城県震災復興・企画部理事兼次長 | 江口 哲郎 |
| ・宮城県環境生活部次長（技術担当） | 金野 由之 |
| ・宮城県農林水産部次長 | 佐藤 達哉 |
| ・宮城県土木部次長 | 笹出 陽康 |

3 議題

議案第1号 荻浜港港湾隣接地域の指定について

4 審議経過の概要

(1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部笹出次長から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から幹事総数20名中出席16名、うち本人出席13名、代理出席3名で

過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

(4) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部次長の笹出幹事が務めることとされた。

(5) 議事録署名人の指名

仙台入国管理局総務課長の澤田幹事と塩竈市産業環境部長の佐藤幹事が指名された。

(6) 審議

議案第1号 荻浜港港湾隣接地域の指定について

事務局から、荻浜港港湾隣接地域の指定について、議案書及び資料①により説明がなされた。

(質 疑)

<東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 佐藤幹事>

議案に異議があるものではないが、参考までに質問させていただく。

他の地区も含めた荻浜港全体としての海岸保全区域及び港湾隣接地域の指定の状況はどのようになっているか。

<事務局>

議案書の2ページに赤色塗りつぶし及び青色斜線で港湾隣接地域及び海岸保全区域が示されており、これらは既に指定されているところである。

今回、背後の住家、道路を守るため防潮堤の建設を行うこととなったため、新たに小浜山地区の港湾隣接地域を指定するものである。

なお、白地の部分についてはいずれの区域指定もなされていない。

<宮城県震災復興・企画部理事兼次長 江口幹事>

議案とは直接関係ないが、参考までに質問させていただく。

議案書の図面からは住家は少ないものと見受けられるが、防潮堤により守るべき住家はどれくらいあるか。また、仮に背後に住家がなく道路だけという場合であっても防潮堤を建設することになるのか。

<事務局>

議案書の4ページに住家が一軒写っているが、これが守るべき住家である。

また、住家よりも海側に県道が通っているが、これは避難路として重要な役割を果たしているものであるため、仮に住家がなかったとしても当該道路を守るために防潮堤を建設することになる。

(議 決)

議案第1号について、異議なく承認され、原案どおり適当であるとして宮城県地方港湾審議会宛て報告することとされた。

(7) その他

県内各港の概況について

事務局から、県内各港の概況について、資料④により説明がなされた。

(質 疑)

<宮城県震災復興・企画部理事兼次長 江口幹事>

資料の6ページに、仙台港区の課題としてユニット貨物の増加による岸壁・ヤードの不足とあるが、ユニット貨物とはどのような貨物を指すのか。また、コンテナ貨物は取扱貨物量を示す円グラフでは「その他」に入るのか。

資料の8ページに、塩釜港区では石油製品の取扱いが多いことが示されているが、エネルギー関連の立地地区にはそれほど大きな岸壁があるようには見えず、いわゆる大型タンカーなどが入れるようには見えないため、実際にはどのような船が入ってくるのか教示願いたい。

<事務局>

港湾の取扱い貨物としてはバルク貨物、コンテナ貨物、ユニット貨物等があるが、完成自動車やパッケージされた木材・製材などがユニット貨物とされている。

取扱貨物量を示す円グラフは貨物の種類に着目して分類されている。コンテナ貨物というのは貨物の運ばれ方の分類であるため、円グラフにおいて完全に対応するものではないが、「その他」に区分されるものの多くはコンテナ貨物である。

塩釜港区のエネルギー関連地区には石油製品を消費地に運ぶ際の輸送拠点として立地しており、原油を運ぶような大型タンカーは入ってこない。ガソリンや灯油を運ぶ船が多く入ってきており、これらの船が入ってくる際の岸壁水深等は確保されている。

<女川町産業振興課 野口幹事代理>

資料の5ページでコンテナ貨物の取扱量が過去最大ということだが、この数値は外貿と国際フィーダーに係るものであり、内貿は別という理解でよいか。

また、過去最大の取扱量となった要因はなにか。

<事務局>

5ページの数値は外貿と国際フィーダーに関するものである。

取扱量の増加要因については、まず復興需要の影響がある程度考えられる。また、去年は紙・パルプ製品や水産品が伸びを見せていた。中国／韓国航路が平成29年

2月に増便になり，利用者の選択肢が拡大したことも一つの要因であったと考えている。

(8) 閉会

5 議決内容

議案第1号について，原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第46回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人
